|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **第３回　今帰仁村子ども・子育て会議** | | | | | | | |
| 日時:  場所: | 平成26年10月１日（水）９：00～11：30  今帰仁村役場　保健センター集検ホール | | | | | | |
| 出席者（敬称省略） | 参加委員 | | 重畠　泰代  名城　健二  大城　清紀  島袋　誠  仲原　雅宏  座間味　邦昭  糸洲　智子  伊波　一男  田港　朝津  島袋　るみ子  與那嶺　成江  運天　亜矢子  伊禮　正昭  玉城　イチ子  新城　敦 | | 委員長  副委員長  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員 | 今帰仁村教育委員  沖縄大学准教授  今帰仁村副村長  今帰仁村幼稚園保護者代表  今帰仁村保育所保護者代表  今帰仁村学童代表  北山保育園長  今帰仁村校長会代表  今帰仁村学校教育課長  今帰仁村幼稚園代表  今帰仁村保育所長会  今帰仁村母子保健推進委員代表  今帰仁村民生委員主任児童委員  今帰仁村次世代育成支援行動計画策定委員代表  今帰仁村教育長 | |
| 事務局 | | 担当課等 | (福祉保健課長）  (福祉保健課児童母子係） | | | ：宮里　晃  ：大城　幸恵 |
| ワーキング | (㈱都市科学政策研究所） | | | ：小柴、竿臺 |
| 議事概要 | | | | | | | |
| 議題 | | 今帰仁村保育所、幼稚園施設の今後のあり方について | | | | | |
| **資料説明後　質疑応答**  重畠委員長：議論に入る前に名城委員にお聞きしたいことがある。子ども子育て会議では、どのようなことを話し合い、どう進めていくべきなのか。  名城副委員：村が策定する計画について、それぞれの立場から自由な意見を出して、よりよい方向性に結び付けていくことが会議の方向性であると思う。  重畠委員長：今帰仁村幼稚園・保育所あり方検討委員に参加している委員の方は、既に資料に目を通しているが、参加していない委員は初めてみる資料であり、たとえ、あり方検討委員会で議論を重ねてまとまった意見が提示されているとしても、そこは議論の方法としてどうなのか。  事務局：今後の村の子育てについて、方向性を示すための計画づくりだが、関係者だけで話し合うのではなく、初めに予算面や、将来の子どもの推計も加味してたたき台をつくり、行政案として委員のみなさんに提示する。そのなかで、午後の預かり保育をすべきか、いつから始めるのか等、具体的な内容について、意見を摺合せをしていくのがこの会議である。あくまで、この資料は行政内部でのたたき台であり、最終的に関係者のなかで不足の部分がないか考えなければならない。  重畠委員長：この会議では、あり方委員会の委員でない方に意見を聞く必要があるのではないか。  伊禮委員：子ども子育て会議は、行政の独断と偏見に陥らないために、一般の有識者の客観的な意見を聞きながら、より村民が納得する計画を作っていく会議である。行政の立場では気が付くことの出来ない部分を参考にしていくが、必ずしも、意見が通る場所ではない。計画を確実な方向へ進めていくのがこの会議の目的だと考えており、そのためにも、最終決定をする際には、行政が理想的な形に結び付けていく。  重畠委員長：では、平成27年度(１年目)から、事務局が説明をし、そこに疑問があれば質問をしていくという形で進めていきたい。  今帰仁村幼稚園・保育所のあり方について  事務局：この資料は、行政側で現状や情報も踏まえて、たたき台を作成し、協議を重ねてきた。出来上がった形で資料をお渡ししているので、経緯が伝わりにくいところがあると思う。ただ、委員のみなさんが理解し、納得をしない限り、村民も納得出来るものではないと考えている。子ども子育て計画の最大の課題は待機児童解消であり、平成29年度までにゼロにしなければならない。そこで、平成27年度においては、待機児童解消のための子どもを預ける受け皿を作る必要がある。受け皿の確保については、現状の施設に新たに部屋を用意するか、新しい施設を建てるかが課題となっており、保育士の配置も含めて考えなければならない。しかし、施設の増築、新築については、現段階の補助事業で整備が出来ない状況である。今帰仁村では、全ての幼稚園、保育所において老朽化が進行しており、施設の増改築が可能かどうかが他の市町村に比べて大きな課題となっている。現在、制度の弾力化により、より多くの子どもたちを受け入れている。弾力化による受け入れを継続し、その間で施設整備を進めていきたいと考えている。  重畠委員長：1年目に関して質問はあるか。  伊波委員：現在、待機児童は何名いるか。  事務局：０歳児が約18名、１歳児０名、２、３歳児がそれぞれ１名となっている。村では、北山保育所へ入所している場合や託児所へ入所している０歳児に関しても、待機児童としてカウントしている。  伊波委員：預けたくても預けられない場合のお子さんの数を待機児童として認識しているが、民間保育所や個人の施設で預けている場合でも待機児童に含まれるのか。  事務局：認可保育所には基準があり、認可保育所を希望しているにも関わらず、入所出来ないお子さんがいる場合に待機児童としてカウントされる。最初から認可外保育所や民間保育園を希望する方に対しては待機児童としてカウントされない。  伊波委員：一度公立保育所に申し込みをしたが入園出来ず、公立以外に入所した場合、待機児童に含まれるのか。  事務局：その通りである。新制度では、認可化の基準を緩和して、小規模保育やベビーシッターの利用についても認められる。必ず保育所を作らなければならないという事ではなく、アパートの一室で０～２歳児を預かる小規模保育に関しても認められるため、これらの施設に公立希望者が入園出来た場合、待機児童にはカウントされない。  伊波委員：公立保育所で、外で保育をする立場の人たちを採用することは、人件費の補助があれば可能なのか。出張保育でも認可となるのか。  事務局；公立保育所では、職員の定員数が決められている。将来、民間事業所が参入する計画で、職員の定員を減らしつつ、採用を控えていた時期もあり、これまでよりも合理化を進めている。定員内であれば可能であるが、流れとしては、平成16年度から保育に関する補助金制度もなくなっており、村独自で進めていくには限界がある。  伊波委員：逆に言えば、民間保育園を認可して、国から人件費などを受けて、村の保育士職員を派遣する形態は可能ではないか。国から人件費は出ないのか。  事務局：60人規模の保育所である場合、1年間の運営費が約6,500万円であり、保育料から約1,000万円、残りは村の財源から負担する。国からの交付税もあるが、基本的に一般財源のなかでやりくりしていかなければならない。民間保育園の場合、認可化となると、公立も認可保育園も役場で保育料の徴収をするため、同じく60人規模であれば約1,000万の保育料となる。全体に係る費用の中で、半分は国からの補助金、残りを２分の１ずつ県と村の負担となる。国の補助が出ない場合には、税金等に頼る必要があり、村の財源より拠出しなければならない。  伊波委員：同じ費用で施設をつくるのであれば、村が民間保育園に保育士免許を持つシッターを派遣して、その人件費を賄うというシステムの方がよいのではないか。  仲原委員：シッターだと、１対１の関係になるので、いくらお金があっても足りない状況ではないか。  重畠委員長：平成27年度には、待機児童がいるという認識でよいか。  事務局：そうである。  伊波委員：就業を希望している場合で、周りにお子さんを見てもらえず、施設にも預けられず、自分で見なければならずに困っている方がどれくらいなのか調べているのか。  事務局：次回、報告をする。  新城委員： 25名規模の幼稚園は、先生が１名で対応出来る人数であるが、平成29年の待機児童をゼロにするという国の指針により、計算上ゼロにするための新たな施設整備までの間に、３歳児が幼稚園へ入園することで、先生を２名に増やさなければならなくなる。その辺りについて、幼稚園や教育委員会でもイメージが出来ておらず、１年後更に施設が出来るので、その辺りを危惧している。  重畠委員長：続いて、平成28年度について。  事務局：平成28年度(２年目)は、現行のものに10名規模の小規模保育施設を整備する。民間事業所である乙羽園で19名以下の事業所保育施設を展開する。平成27年４月のオープンであったが、事業整備が遅れており、平成28年４月オープンとして記載をしている。  伊波委員：小規模保育施設についても認可保育園となるのか。  事務局：新制度では、認可化が緩和され、小規模保育施設でも認可される。小規模保育施設を運営する事業所が保育士を雇うこととなり、保育士の確保が出来なければ開設が出来ないこととなっている。その人件費に対しての補助がある。  玉城委員：乙羽園に勤務している方以外でも希望があれば入園出来るのか。  事務局：事業所保育の場合は、認可を受けなくても良く、保育料や開園時間も自由に設定できる。そのなかで、受け入れる余力があれば、従業員以外の地域のお子さんも受け入れることも出来る。但し、従業員のお子さんを２名、残りの17名は従業員以外のお子さんを預かる等の対応は、事業所保育施設として認められない。  仲原委員：介護事業所などでは、夜勤従業員の対応は可能なのか。  事務局：事業所保育については、事業所個々の判断に任せている。事業所内保育施設では、認可保育所とは別の基準となる。現在、認可保育所を利用している場合、次年度以降は、村が認可保育所の保育料を毎月事業所へ補助金として負担をする。その代わりに、認可保育所として認められている時間内に預けられている子どもたちは全て所得に応じた保育料となる。事業所内保育は夜勤等の対応をしなければならず、保育料を自由に設定できる。このように、事業所内保育施設保育料を自由に設定できるメリットがある。  仲原委員：事業所内保育施設は認可ではないが、待機児童数には含まれないと考えてよいか。  事務局：その通りである。最初から事業所内保育施設を希望するのは、認可保育所を希望してないということである。  新城委員：認可外保育園を最初から希望する方は待機児童数に入らないのか。  事務局：その通りである。  糸洲委員：最初から認可外保育園を希望する方は結構いる。０歳児での受け入れ希望も多いが、１歳半からの預かりとなっており、断っている状況である。本部町や名護市に預けているとの声を聞くので、０歳児の預かりに力を入れると良いのではないか。  事務局：待機児童はどの市町村にもいる。名護市内で仕事があるために、名護市内で預けたい人もいる。名護市では、民間の誘致を進めており、認可保育所も完全に民間へ移行し、充分に預けられる場の確保している。一方で、名護市のお子さんのピークが２歳児と言われており、２歳児が卒園すると施設に空きが出てくる。その場合、今帰仁村から名護市へ仕事へ向かう親御さんがお子さんを名護市内で預けることが出来るようになる。現段階では、将来的に名護市で預ける計画は組み込まずに、今帰仁村内における待機児童数として計算をしている。この計画通りに進めていくと、今帰仁村に民間保育園を誘致したところで、少子化により子どもの人数が減り、更に、他の地域の保育所も利用出来ることになれば、近い将来施設が余ってくるという状況になり兼ねない。施設を整備するにも、その時々の状況も踏まえて、次の見通しも考えながら、計画の内容を変えていかなければならないと考えている。  島袋る委員：名護市の民間保育園へ今帰仁村民が利用することは可能か。  事務局：新制度の場合、契約をすれば可能である。  伊波委員：認可外保育所は利用方法を考えるなれば便利な施設ではないか。  名城委員：那覇市の事例だが、待機児童が多くいることから、認可外保育園が多い。ただ、質が低く、認可外を増やすことは質が落ちる懸念もある。  事務局：国は、認可外保育園を認可化し、保育士の数も整備して、預けられる数も増やしていく方向で進めている。  伊波委員：北山保育所は実績があるので、認可化することで便利でなくなるのではないか。  事務局：現在の北山保育所は、今帰仁村内のお子さんが利用しているので、村が単独の補助金を出している。認可化の事業に関しては、県でも進めており、県がいくらか補助している状況である。将来は、県や国の補助も減り、認可化に向けての補助がなくなることが想定される。そこで、認可化整備後は、認可保育所で待機児童の受け皿が確保できるため、認可外保育所に、逆に入れる環境があっても認可保育所へ入所することが予想される。親の希望とすりあわせて、認可保育所での受け皿が確保できることで、認可外への補助の必要性はなくなると考える。そのほか認可化した場合には、人件費の補助も補てんもある。  伊波委員：一定の所得のある方は利用をしなくなるのではないか。  事務局：村内では住民税非課税世帯が３割いる。  伊波委員：不公平感があるのではないか。  事務局：保育園では、所得によって預けられないという状況が出てくることから、所得に応じた保育料を定めている。幼稚園については、県内ほぼ一律の料金であるが、低所得者層の多い地域に関しては、同じ教育を受けるのであれば、保育所に預ける傾向がある。これが無料化となり制度が変わるのであれば、所得に関係なく無料になるため、幼稚園ニーズが多くなると想定される。今後は、特に政権やその年の状況により大きく変動していくことが予想される。待機児童のゼロの目標は変わらないので、人口増も含めた形の施策を掲げ、産み育てる環境を整えていきたい。そのために、その年に応じて可能な計画を作っていく。２年目に関しては、小規模保育施設を位置づけているが、あくまでも３、４年目での利用開始を想定しており、１、２年目に事業所の選定をしていく。待機児童の解消には直接結びつかないというところはあるが、計画年度に沿って整備を進めていきたいと考える。  重畠委員長：平成29年度(３年目)についてはいかがか。  事務局：県が目標とする待機児童ゼロ年次として、現実的な問題、施設を平成29年に民間参入、公立保育所をつくるには、現段階ではスケジュール的に難しく、県の進める認可化と小規模保育施設の参入を促進して、待機児童の解消を図っていく。北山保育所の認可化については、協議中であり、現段階で未定であるが、認可化に向けて進めているということで理解をいただきたい。小規模保育施設については、もう一施設を整備することで、０－５歳児の保育ニーズ、３－５歳児の幼稚園ニーズも解消しなければならない。しかし、３－５歳児の幼稚園教育については、ニーズが少なく、実際に子供を預けるかどうかというところも踏まえたうえで検討する。計画では、平成30年度に、３－５歳児は今帰仁幼保園に移り環境が変わる。平成29年度に関して、３、４歳児の保育を行なえるのかが課題である。少なからず５歳児の保育要望もあるので、その受け入れ対応が必要である。民間保育園に関しては、０－５歳児の受け入れで考えている。  重畠委員長：確定してない部分もあるが、大きく変わる節目である。質問はあるか。  新城委員：平成29年度の３－５歳児について、現時点で1号認定は預けられないのか。３－４歳児で１号認定で保育所も幼稚園も利用出来ない子は待機児童となるのか。  事務局：保育所については、基本就労していないと入所出来ないため、そのような方は申し込みもしていない。幼稚園で受け入れるのならば、幼稚園で受け入れるというニーズになる。  島袋る委員：仕事をしていないが、集団保育を受けさせたいという３歳児がいた場合には、幼稚園を利用しなければならないのか。  事務局：必ずしも幼稚園を利用しなければならないわけでなく、地域の実情や方向性があるため、受け入れる方向で整備をしなければならない。今帰仁村の場合は、全体の受け皿づくりが平成30、31年度で完成すると想定される。平成29年度では計画の段階である。  伊波委員：平成29年度の幼稚園で３－５歳児の受入れは可能なのか。  事務局：この年に幼稚園へ入園するお子さんは、１年目は今帰仁幼稚園、２年目は今帰仁幼保園、３年目は小学校へ進むこととなり、幼い時期に毎年環境が変わることとなる。先生の配置や子どもの負担を考えると、いまの施設の在り方では厳しい面もある。  伊波委員：受け入れが可能か聞いた理由には、受け入れる教室の確保ができているのか。  事務局：現在。５歳児は１教室、３－４歳児は１教室あり、教室の確保は出来ていると考える。  島袋る委員：４歳児までは預けないという方向性はないのか。  事務局：現に、東地区では、受け入れることが可能であるにも関わらず、入園する子がいないという現状があるが、受け入れる環境を整備しなければならない。  運天委員：以前に２年保育を行っていた湧川幼稚園や古宇利幼稚園のイメージと捉えてよいか。  事務局：そう考えて頂きたい。  名城委員：仮に認可化をして、待機児童が減った場合、認可外へ戻す柔軟な対応はできるのか。  事務局：可能である。認可化を受けるか受けないかと言う所では、認可化をした場合、基準を満たしているかどうかの審査を毎年県から受ける必要がある。その不便さや自由な内容や料金設定が出来なくなることから、認可外へ戻る施設もあると聞いている。ただし、認可化の継続や少子化を踏まえると、もう少し調整していく必要があると考える。  名城委員：小規模保育施設が２か所あるが、もう１か所の見通しはあるのか。  事務局：現段階での見込みはない。計画では、小規模保育所施設、または、事業所保育施設となり、小規模保育所施設とは19名以内の保育施設であるが、それが事業所内保育施設でなければならないということはない。将来的に整備をしていきたいとの構想があるため、計画のなかに入れている。  運天委員：平成30年度には今帰仁幼保園が開園するとあるが、平成29年には開園に向けて整備していると思うが、立地は決まっているのか。  事務局：立地は、距離なども踏まえて、小学校へ隣接する場合は、現在の今帰仁幼稚園の場所、当初の今帰仁幼稚園の場所を考えている。小学校に隣接する土地で新たに確保するかどうかに関してはもう少し協議が必要である。土地確保も含めて、沖縄県の一括交付金事業が補助の対象になるので利用しつつ、可能ならば今帰仁幼稚園内で、また、不足の場合は土地の購入も考えることとなる。  重畠委員長；続いて、平成30年(４年目)についてお願いしたい。  事務局：平成30年度に新たな公立の保育所、幼稚園の開園予定である。幼稚園、保育所機能を持ち合わせる幼保園として、定員数172名となり、公立保育所の受け入れが70名の可能となり、老朽化している保育所のなかで仲宗根保育所を閉園とする。しかし、北山保育所が認可化できない場合、70名規模の受け入れが難しくなり、仲宗根保育所の閉園時期を伸ばす。平成30年度では、民間の認可化が出来ない場合においても、待機児童が解消される方法を考えている。  大城委員：北山保育所以外に民間事業者の参入はあるのか。  事務局：村では、３保育所の老朽化に対して建替える補助事業がないため、当初示した通り、民間の参入を図り、平成27～30年度にかけて開園準備を進めていく予定である。恐らく、平成30年度には、次年度に受け入れるための建設が着工していると考えてもらってよい。  重畠委員長：前回の説明でもあったが、認定こども園でなく幼保園で考えていることでよいか。今後建設予定の施設では、保育所で０－３歳児、幼稚園で３－５歳児となり、保育園で３－５歳児がいないという認識で良いか。  事務局：新しい保育所ではその通りである。  伊波委員：預かりも全てやるということでよいのか。  事務局：新しい施設が出来ると、給食の施設整備が可能となり、その場合、午後の預かりが出来るようになる。  重畠委員長：給食は幼稚園と保育園で変わるのか。  事務局：年齢によって若干変わる。  與那嶺委員：３－５歳児に関しては個別の対応も可能であり、０歳児に関しても献立は同じだが調理の方法が変わってくる。  重畠委員長：今帰仁幼稚園を利用する４歳児は全て１号認定なのか。  事務局：２号認定も含まれている。  島袋る委員：仲尾次保育所で５歳は預からないのか。０－５歳児にすればよいのではないか。  事務局：保育所に関しては現行のままである。５歳は民間での対応となる。  與那嶺委員：民間事業所が参入するのは、平成31年度からなのか。  事務局：平成29年度より北山保育所が認可化すると民間は１件となる。  與那嶺委員：北山保育所があるが、一般公募もあり、どちらかがということなのか。  事務局：北山保育所が認可化した場合、５歳児の受け皿が足りてくる。認可化が出来ない場合に、５歳児の受け入れと認可保育所が出来なくなるため、その場合には、新たに民間保育園の参入を考えていかなければならない。北山保育所の認可化についても、来年の初めまでに方向性を決めてもらい、認可化しない場合には民間参入に向けて進めていかなければならない。  仲原委員：民間事業所の受け入れに対して、候補の事業所やどのようなスタイルで取り入れていくのかという考えはあるのか。  事務局：スケジュールとしては、来年度民間事業所参入に関しての村民説明会を開催し、民間事業所の候補と選考を行う、候補に関してはこれから決めていく予定だが、村民や保護者代表、会計士などで構成される選考委員を組織し、そのなかで選んでいただく。民間＝認可外とする考え方の違いもあるので、申し込み方法や保育料、保育内容などを村民に詳しく説明をしていく。今後に関しては、行政、保護者、新しく入ってくる民間事業所の３者間協議のなかで話し合いを進めていく。  重畠委員長：平成29年度に仲尾次保育所にいた０－３歳児は、平成30年度には進級して仲尾次保育所にいるが、Ｈ29年度に仲宗根保育所にいた０－３歳児は平成30年度にはどこで預かってもらうのか。  事務局：保育を希望する場合は、他の園に移らなければならない。  重畠委員長：午前中幼稚園、午後から預かり保育を利用する場合と、保育所で一日中預かる場合でなにが違うのか。  島袋る委員：保育料が違う。  重畠委員長：保育所より幼稚園を利用する方が料金が高くつくのか。その場合、仲宗根保育所から幼稚園に移ることによって高くなるのか。  事務局：所得によっては高くなる場合がある。４歳児は、今帰仁幼稚園となり、保育料自体が変わるので、低所得者層にとっては高くなる。  與那嶺委員：預かり保育について、気になる点は、利用時間である。保育所と幼稚園で預かりの時間が異なるのでは、その辺りも詰めていく必要があるのではないか。  重畠委員長：幼稚園においても、保育園のように朝の受け入れが出来るようになるのか。  與那嶺委員：朝の開始時間もだが、最近では17時に退社出来る職場はほとんどなく、帰りの時間についても対応していただきたい。  伊波委員：今帰仁幼稚園が出来た場合には、幼稚園の開始時間と終了時間を保育所に合わせる必要があるのではないか。  島袋る委員：先程の人数の件で疑問がある。平成31年度では、民間のあめそこ保育園が加わり受け入れ人数が５年目で増加しているが、４年目の人数がなぜ少ないのか。また、今帰仁幼稚園は人数に応じて部屋数も変わってくると思うのだが、１年目は５歳児が多くなると想定されるが、そうした場合に、教室に一杯となり受け入れることが可能なのか。５年目に民間が出来ると５歳児が減るなどして、施設の問題として空き教室の想定がうかばないか。  事務局：人数のシュミレーションをしているため、人数がすこし変わる。  重畠委員長：平成30、31年度のあめそこ保育園に入る５歳児について、平成30年の３園の４歳児が５歳児となり、４歳児の50名から数字は変わらないのではないか。  事務局：平成30年度の４歳児50名が減り、４歳児に関しては、今帰仁保育所、北山保育所で受け入れがされる。その少ない部分が５歳児なので、平成30年度にはニーズと違い増えてくる。理由としては、午後の預かり保育が始まり、そこで受け入れがされることにある。  伊波委員：平成30年度では５歳児は２か所に受け入れされているが。  事務局：ニーズ量の完成を平成31年度で考えており、但し、施設の関係上、平成31年度に関しては、48名でなく、約70名規模で受け入れなければならず、20人分減った４歳児に関しては、３園で受け入れをしていく。５歳児で本来保育所希望である方が幼稚園で受けなければならない。  座間味委員：学童を使わないことに関してはどうなのか。  事務局：夏休みに関しては午前から預かり保育での対応となる。  座間味委員：次年度から、公立の幼稚園児は学童を使ってはいけないという決まりとなるが、夏休みの５歳児の受け皿として、学童は需要があるのではないか。  事務局：この件に関しては、現在調整中である。夏休みに関しては、午前からの預かりという形となる。但し、５歳児に関しては、春休みは利用することが出来なくなる状況にある。  座間味委員：５歳児の春休みの預かりはどうなるのか。  事務局：５歳児で幼稚園を卒園した後の春休みの預かりが出来なくなるということである。夏休みの途中からの預かり保育と同じ形となる。午前中からの預かり保育に関しては、最終的な協議ができていない。  重畠委員長：認定子ども園ではいつまで認定子ども園にいることが出来るのか。  事務局：認定こども園は、幼稚園と保育所がある。この部門が文部科学省と厚生労働省で分かれている。幼稚園では、基本的に夏休みや冬休みがある、文科省管轄である幼稚園では、夏休み冬休みは午後の保育でしか責任を持って指導ができない。幼保園は３－５歳児も保育で受け入れることが出来る。そのため、３－５歳児で保育、幼稚園児共にいるが、一緒のクラスで指導をすることが出来ない。しかし、認定こども園では、その垣根をなくすために保育園の３歳児と幼稚園の３歳児が一つの教室で過ごすことが可能となる。ただし、１号認定を受けた子供に関しては、午後に帰らなければならない。または、別途料金として預かり保育をしなければならない。  仲原委員：年度途中で就労の関係による認定替えは可能か。  事務局：新制度では可能である。そうなれば、保育料金も変わってくる。  重畠委員長：保育所に預けている途中で妊娠した場合、保育所をやめなければならないか。  事務局：３歳児ならば幼稚園で預かることが可能であるが、０－２歳児の場合はやめなければならない。認定こども園ならば、共働きで保育園で３歳児を預ける場合も、午前、午後、環境を変えず預けることが出来る。  重畠委員長：今回、あり方検討委員会で幼保園を選んだことについて、メリットやデメリットはあるのか。  新城委員：幼稚園を選ぶ保護者と保育所を選ぶ保護者で同じ条件で預かる場合でも、預かる際の要件が異なる。幼稚園のメリットとして、今帰仁小学校との隣接していることが挙げられる。幼保園の場合、５歳児と小学校とのパイプが薄れてくる。認定子ども園の場合、幼稚園の良さが生かされるかどうか疑問である。幼稚園としての教育機能を推していきたい。  重畠委員長：新設される今帰仁幼稚園は今帰仁幼稚園地区に住む方のみしか利用できないのか。  新城委員：希望を出していただければどの校区でも受け入れることが出来る。但し、民間の保育園や幼保園にしても希望を取るが、100％その通りに行くわけではない。どこかで不公平感は出てくる。村としては、幼保園をつくるなかで、幼稚園としての教育機能を推していきたい。  名城委員：具体的な細かい話や課題が出てきたが、この委員会の意見として、今後の検討事項に加えてほしいのだが、４歳児の利用料の差が他の保育所に比べて出てきて、その年度だけ補完をする方法を村が考えるのか。もう一点、５歳児が卒園をした後、10日間から２週間ほど休みがあるがその間どうするのか。計画を進めながら、考えなければならない重要な事項であると思う。  重畠委員長：幼保園のメリットもあるが、子ども園にも魅力がある。同じ年齢で部屋が分かてしまうことに違和感がある。  事務局：幼保園では、保育園は０－３歳児、幼稚園は４－５歳児を受け入れるので、制度上可能な３歳児教育を希望する方は入園できない。  大城委員：認定こども園と幼保園の違いはなにか。  事務局：認定こども園は、０－５歳児を受ける保育所と３－５歳児を受ける幼稚園が一つの屋根の下で保育、教育が可能。また、３－５歳児に関しては保育園も幼稚園も同じ部屋で教育、保育を受けることが出来る。幼保園の場合には、０－３歳児までの保育所と３－５歳児の幼稚園を作らねばならない。一つ屋根の下で、幼稚園と保育園と全く別の部屋であるのが幼保園である。認定こども園に関しては、年齢によって重なる場合、部屋はひとつでよいが、先生は、幼児教育の先生と保育の先生が２人が必要であり、幼稚園の先生も移行期間の中で、保育士の免許を取らなければならない。  重畠委員長：平成31年度についてはいかがか。  事務局：幼保一元化の施設の在り方として、幼稚園を３園を統合して１園にする。幼稚園には保育所機能も併せ持ち、残りの公立保育所２か所と民間保育園を２か所参入していくことで、子どもの教育、保育の環境を整えていく方向性で進めさせてもらいたい。平成31年度に関しては、今帰仁村の小学校に位置づけられる幼保園の機能を持つ施設に関して届出を行い、老朽化した施設に関しては、民間参入の保育園である、あめそこ保育園と(新)北山保育園を開園させることで、待機児童を解消していき、そこで溢れてしまう児童が20名程度想定されるため、今帰仁保育所で受け入れていく予定である。  與那嶺委員：今ある今帰仁保育所に関しては、０－３歳児か０－５歳児を受け入れるのか。  事務局：ここに関しても結論が出ていない。また、障がい児保育の公立の受け入れもまだ解決できていないので、幼保園一元化のなかで進めさせてもらい、病児、病後、延長等の細かい部分まで進めていきたい。幼保一元化の補助金申請に関しては、来週の金曜日が最初の締め切りとなっている。  與那嶺委員：幼保一元化としての中身をこれから詰める時間はあるのか。新制度や認定こども園の話がでているなかで私たちが考える時間も欲しい。  事務局：現段階では決まっておらず、幼保園で進めていくか認定こども園で進めていくかについては、まだ考えていく必要がある。  田港委員：幼稚園は１号認定で誰でも入れるが、認定こども園の場合に１号認定は入ることができるのか。  事務局：入ることは出来る。ニーズはあるのだが、現段階では、ニーズ通りになっていない。  座間味委員：ニーズ全体の定員は変わらないのか。  事務局：定員は大きく変わらなくても年齢で変わる。  座間味委員：定員のバランスは調整できるのか。  事務局：定員が変われば、何人かは溢れてくる子はいる。15名に20名は入れられないので、また待機児童となる可能性も出てくる。  與那嶺委員：親の都合で、あなたは親が仕事をしているから保育所で、あなたの親は仕事をしていないから幼稚園でというように区別してしまうことはとても不自然である。村は、幼稚園の機能を残したい思いから幼保園を選んでいるのではないか。しかし、子どもの育ちを考えると認定こども園の方が柔軟な対応が出来ると思う。保育所の３－５歳児でも教育できるという姿勢で持って、幼稚園の機能を残す今帰仁村独自の方向性を示すとよいのではないか。  事務局：本日の会議でも様々な意見が出てきているので、幼稚園教育も必要とする理由も含めて再度話し合いをする必要がある、  新城委員：平成31年度に０－５歳児の民間保育園が2か所整備される。保育所機能を持つ民間保育園と幼稚園機能を持つ幼保園を選ぶことが出来る。  事務局：選ぶのは保護者であり、強引に幼稚園教育を推し進めていいのかという疑問はある。  伊波委員：幼稚園は小学校に併設されているから意味がある。そのために、7年間のつながりであると思う。  重畠委員長：次回、今帰仁村の幼稚園教育についてどういう形で残していくのかについて話し合えればと思う。次回の予定をお願いしたい。  事務局：次回会議は12月３日を予定している。今日の結果としては幼保一元化を進めていき、幼稚園でも基本的に３－４歳児の受け皿を確保しなければならず、施設の老朽化により建替えも差し迫っている。現実的には、現在の３施設の改築は莫大な費用がかかり難しく、幼保一元化については３幼稚園統合の方向で進めていく。一元化に関しては次までに協議を進め幼保園か認定こども園を選択しなければならない。10月までに補助申請の準備をしなければならないが、申請の延長が可能かどうか協議を進めていく。基本的には、一つの建物に０－５歳児がいるということに変わりはなく、受け入れ態勢の問題と考えている。  重畠委員長：本日はこれで終了とする。お疲れ様でした。  以上 | | | | | | | |